

廃第1217号-2
令和2年11月30日

一般社団法人千葉県環境保全協議会会長 様

千葉県環境生活部長
(公印省略)

産業廃棄物処理業の許可の取消しについて

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条の3の2により、産業廃棄物処理業の許可を取り消しましたので、下記のとおり連絡いたします。

記

事業者の氏名又は名称	千葉県八千代市大和田51番7号 株式会社エコ. サクラ (代表取締役 鶴飼 邦夫) (法人番号 1040001048422)
許可の番号	第01220146910号
処分の年月日	令和2年11月30日
処分の内容	産業廃棄物処分業許可の取消し
処分理由 〔該当条項を含む〕	株式会社エコ. サクラは、千葉県知事から、法に基づく改善命令によって、同社中間処理場における悪臭について必要な措置を講ずることを命じられたが、同社は、上記改善命令の履行期限までに、上記措置を完了しなかった。 このことは、法第19条の3の規定による改善命令に違反するものであって、法第14条の3第1号(違反行為をしたとき)に該当するとともに、法第14条の3の2第1項第5号による許可取消しの要件である「情状が特に重いとき」に該当する。

廃棄物指導課監視指導室
TEL 043-223-2684

廃第1215号-2
令和2年11月30日

一般社団法人千葉県環境保全協議会会長 様

千葉県環境生活部長
(公印省略)

産業廃棄物処理業の許可の取消しについて

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条の3の2により、産業廃棄物処理業の許可を取り消しましたので、下記のとおり連絡いたします。

記

事業者の氏名又は名称	千葉県千葉市中央区稲荷町一丁目12番66号 有限会社羽山興業（代表取締役 羽山 政門） （法人番号 9040002009465）
許可の番号	第01200186538号
処分の日	令和2年11月30日
処分の内容	産業廃棄物収集運搬業許可の取消し
処分理由 〔該当条項を含む〕	有限会社羽山興業の役員は、懲役刑に処せられたことにより、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ハに該当した。 このことにより、同社は、法第14条第5項第2号ニに該当するに至ったことから、法第14条の3の2第1項第4号に該当する。

廃棄物指導課監視指導室
TEL 043-223-2684